

人権感覚

～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～



はじめに

「人権」は誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産です。

21 世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20 年以上が過ぎた今でも、世界各地で民族紛争や社会的差別などの人権侵害があとを絶ちません。日本でも、女性・子ども・高齢者・障害者への差別や偏見、部落差別（同和問題）等の人権課題が存在しています。

また最近では、インターネット上の人権侵害やさまざまなハラスメント、ヘイトスピーチ、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見など、社会・経済状況の変化等により人権問題も多様化、複雑化しています。

そうした中、令和 3（2021）年に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会では「多様性と調和」を掲げ、共生社会の実現をめざして、改めて「人権」について考え、一人ひとりが人権意識をもつことの重要性が示されたところです。

本区においては、平成 14（2002）年に策定した「墨田区人権啓発基本計画」を、令和 4（2022）年に新たに策定し、「人権を尊重し、多様性を認め合う平和な社会の実現をめざす」という基本理念を掲げました。

SDGs の目標を踏まえながら、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）に基づき、多様性を認め合い、区民が心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

本冊子は、人権について考えるきっかけとしていただくとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めていただくために作成いたしました。

区では、さまざまな人権問題の解決をはじめ、人権尊重の理念が広く行きわたり、優しさと思いやりの心を大切に、共に支え合うことのできる地域社会の実現をめざしていきますので、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

令和 5（2023）年 11 月

墨田区長 山 本 亨



目次

1	人権尊重社会の実現をめざして ～人権について考えましょう～	1
2	女性の人権問題 ～男女共同参画社会の実現に向けて～	2
3	子どもの人権問題 ～子どもは未来を築くパートナー～	4
4	高齢者の人権問題 ～豊かな高齢者社会の実現に向けて～	6
5	障害者の人権問題 ～障害を理由とする差別の解消に向けて～	8
6	同和問題 ～同和問題の理解のために～	10
7	アイヌの人々の人権問題 ～アイヌの人々に対する理解を深めましょう～	13
8	外国人の人権問題 ～外国人とともに暮らしやすい社会を～	14
9	HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題 ～病気を正しく理解し、偏見をなくしましょう～	16
10	犯罪被害者やその家族の人権問題 ～心ない対応が人を傷つけます～	18
11	インターネット上の人権問題 ～一人ひとりのモラルが問われています～	19
12	北朝鮮当局による拉致問題 ～拉致問題の解決をめざして～	20
13	災害時における人権問題 ～災害が発生した時こそ、一人ひとりに配慮を～	21
14	企業における人権問題 ～企業理念に人権意識を～	22
15	性的指向・性自認 ～さまざまな性のあり方を理解しましょう～	23
16	路上生活者の人権問題 ～ホームレスに対する偏見や差別をなくしましょう～	25
17	様々な人権問題 ～私たちの周りには様々な人権問題が存在しています～	26
	人権問題等で困ったときは	27
	人権擁護委員について	33

1 人権尊重社会の実現をめざして

～人権について考えましょう～

基本的人権の尊重

人権は、国籍・性別・出身・経歴等を問わず、あらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利です。それは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なものです。

私たちは家庭、地域、職場、学校などで多くの人と関わり合いをもって生きています。その中で、一人ひとりが自分らしく生き、そして、他の人たちとともに皆が幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。今日では、多様な個性を持った人々が自由に参加でき、支え合う社会を作るため、法制度の整備をはじめ、さまざまな取組が進んできています。

また、企業活動は、従業員、取引先、消費者、地域の住民など多くの人たちとの信頼関係に基づいて成り立っています。今や企業は人権を尊重するなどの社会的責任を果たしていくことが求められています。

私たちにとって大切なことは、誰もが幸せに暮らせるよう、お互いを思いやり、生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権を尊重する社会を築いていくことです。

人権の世紀

21 世紀は「人権の世紀」といわれています。20 世紀、人類は 2 度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした 2 つの大戦への反省から、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。

「人権の世紀」は、20 世紀の経験が無駄にせず全人類の幸せが実現する時代にしたい、という願いが込められています。

墨田区の施策

墨田区では、令和 4（2022）年に改定した「墨田区基本計画」の中で、「すべての人が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる」ことを掲げ、人権普及啓発事業、人権啓発連携事業、人権教育推進事業の 3 つの事業を推進しています。

また、平成 14（2002）年 9 月には、区の人権施策の方向を示した「墨田区人権啓発基本計画」を策定し、人権が尊重される社会の実現をめざして、すべての区民が心豊かに安心して暮らせるまちの取り組みを進めています。

さらに令和 4（2022）年 3 月の改定では、本区がこれまで取り組んできた施策を継承しつつ、新たな人権課題への対応も盛り込みました。

2 女性の人権問題

～男女共同参画社会の実現に向けて～

女性の人権を取り巻く状況

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めています。また、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されています。

性別等により差別されることのない男女共同参画社会の実現をめざすためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を通じて、男女がともに責任を担い、仕事、子育て、介護などを社会全体で支える環境づくりや、企業や組織が個人の多様な働き方を支援する職場環境の整備が求められています。

墨田区では、女性が創造的な地域社会を切り開く活動や交流の場として、また、女性の地位向上をめざして、平成2（1990）年7月に「すみだ女性センター」（令和6年4月「すみだ共生社会推進センター」に名称を変更）を開設し、今日まで男女共同参画を進める拠点として、さまざまな事業に取り組んでいます。

しかし、今なお、固定的な役割分担意識が残り、政治・経済活動や意思決定に参加する機会において諸外国と比べて男女間格差が大きいなど、さまざまな課題が多く存在しています。

また、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、配偶者等からの暴力などの人権侵害も生じています。

セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動により職場環境が悪化したり、性的な言動を受けた個人の対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えられたりすることをいいます。

男女雇用機会均等法は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講ずることを義務づけています。

ストーカー行為

ストーカー行為とは、好意の感情やそれが満たされないことによる怨恨の感情から、押し掛けや待ち伏せ、無言電話、拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信するなどの行為を繰り返すことであり、暴行や殺人などの重大犯罪に発展するケースもあります。

配偶者等からの暴力

配偶者パートナー（離婚後や関係解消後も含む。）からの暴力（ドメスティック・バイオレンス / DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、夫婦げんかなどと受け止められてしまうこともあって表面化しにくく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために、「配偶者暴力防止法」が定められています。

【墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例】令和5（2023）年4月改正施行性は多様であることを前提とした墨田区の男女共同参画社会を実現するため基本理念を定め、区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務と協働を明らかにし、区の施策の基本事項を定めています。また、墨田区男女共同参画苦情調整委員会を設置し、男女共同参画社会の実現を阻害する事柄等について、苦情の申出を適切かつ迅速に処理することとしています。

【墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）】令和6（2024）年策定予定基本理念に「認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ」を掲げ、すみだの男女共同参画社会の実現をめざしています。

3 子供の人権問題

～子どもは未来を築くパートナー～

現代社会と子ども

平成元（1989）年 11 月の国際連合総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、日本も平成 6（1994）年 4 月に、この条約を批准しました。しかし、子どもの人権に関する社会的課題として、子どもへの虐待、体罰、いじめ、さらに、児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、子どもの健全な発達を阻害するさまざまな問題が提起されています。また、子どもの貧困についても、深刻な社会問題となっています。

児童虐待

虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。児童相談所での児童虐待に関する児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和 4（2022）年度の墨田区の新規対応件数は 731 名となっています。児童虐待防止法は、保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）、心理的虐待について、その予防及び早期発見、子どもの保護などを定めています。子ども自身が虐待を外部に訴えることは難しいため、虐待の疑いをもったときは、速やかに子育て支援総合センターや児童相談所などに通告する必要があります。

社会全体で児童虐待の防止が図られなくてはなりません。また、虐待の防止に当たっては、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子どもの安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければなりません。これらの考え方を基本理念とする「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」では、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、都、都民、保護者及び関係機関等の責務等を定め、特に、体罰等によらない子育ての重要性を明確にしています。

体罰

体罰や暴言は、子どもに身体的な痛みを与えるだけでなく、脳と心に深い傷を残す人権侵害行為であり、子どもの明るい未来を奪う結果となりかねず、教育上も絶対に許されないものです。

東京都は、平成 31（2019）年 4 月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、保護者による体罰や暴言を禁止することなどが明記されました。墨田区でも、体罰によらない子育ての啓発などに取り組んでいます。

また、国においても、令和 2（2020）年 4 月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、保護者の体罰等が禁止されました。

いじめ

いじめは、子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に深刻な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせ得るもので、決して許されません。平成 25（2013）年には、いじめの防止、早期発見及び対処等のための対策に関し、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

児童買春等

児童買春やインターネット上における児童ポルノなどは、子どもの人権を侵害する犯罪です。その多くはスマートフォン等のインターネット接続機器等の普及に伴う SNS 等の利用が関係しており、国は「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「出会い系サイト規制法」などにに基づき対策を講じています。

子どもに関わる人権問題を解決するためには、家庭、学校、地域、関係機関等が連携し、人権尊重の視点から取組を進めていくことが重要です。子どもたちの発達段階に応じ、人権尊重の心を育てる教育、加えて、それに携わる大人の人権感覚を磨くとともに、人権意識向上に努める必要があります。

次世代を担う子どもはかけがえのない存在であり、その健やかな成長を図るために、社会全体で支援していくことは大人の責任です。

【墨田区要保護児童対策地域協議会】平成18(2006)年11月設置

「墨田区子どもを守るためのネットワーク協議会」(平成14(2002)年5月設置)を改組し、関係機関等の連携を強化して、要保護児童の適切な保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図っています。

【墨田区子育て支援総合センター】平成19(2007)年4月開設

児童虐待の通告機関であり、関係機関との連携を強化しながら、支援や保護を要する児童や保護者等への対応を行っています。

【教育相談室】平成6(1994)年12月設置

子どものさまざまな悩みを解決するために、すみだ生涯学習センター内に教育相談室を設置し、専門の相談員が相談に応じています。

【すみだスクールサポートセンター】平成16(2004)年4月設置

いじめや不登校、保護者の子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題に対し、きめ細やかな対応を通じ問題解決を図っています。

【墨田区いじめ防止対策推進条例】平成26(2014)年12月制定

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

4 高齢者の人権問題

～豊かな高齢社会の実現に向けて～

高齢者の生活上の問題

平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が急速に進行しています。令和 5（2023）年 1 月現在、墨田区における 65 歳以上の人口は 60,000 人を超えています。高齢者が尊厳を持ち、地域の中で安心して過ごせる社会を実現するためには、高齢者を支える社会制度を充実させることや、地域全体で高齢者と共生する意識を持つことが必要です。

また、高齢者の活躍の場を確保することも必要であるため、平成 24（2012）年には「高年齢者雇用安定法」が改正され、65 歳未満の定年を定めている事業主が定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」について、原則として希望者全員を対象者とする措置に変更されました。令和 3（2021）年に「高年齢者雇用安定法」が一部改定され、65 歳までの雇用確保が義務化されたことに加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、70 歳までの定年引上げ、定年制の廃止等の高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が、新設されました。

私たち一人ひとりが加齢に伴うさまざまな衰えを正しく理解し、高齢者が笑顔あふれる毎日を過ごせるようなやさしい社会の実現に向けて、みんなで協力することが求められています。

しかし、高齢者が年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、賃貸住宅への入居を断られたりする問題や、地域社会や家族関係における高齢者の孤立、高齢者を狙った悪徳商法の発生といったさまざまな問題が発生しています。また、認知症に関する理解不足から高齢者の尊厳が阻害されるという実情もあります。

高齢者への虐待

高齢者に対し、親族などが暴力をふるう、暴言を吐く、無視する、財産を無断で処分する、介護・世話を放棄するなどの、高齢者に対する虐待が問題になっています。虐待を受ける方の中には元気な方もいますが、多くは認知症があったり、介護や支援が必要な高齢者であったりするため、認知症や高齢者に対する正しい理解を促進することが重要です。虐待の要因はさまざまですが、家庭内で起きる虐待では介護の負担やストレスが虐待の大きな要因となるため、介護者は適切な介護サービスの利用や相談などにより負担軽減を図るなどの工夫が必要です。

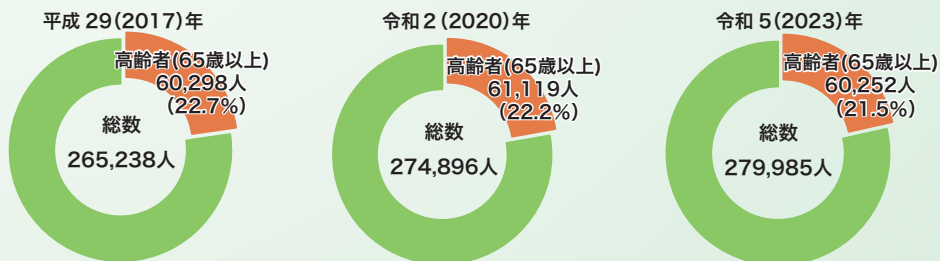
平成 18（2006）年 4 月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の防止と養護者への支援に係る国、地方公共団体及び国民の責務が定められました。この法律では、地域の方々が高齢者虐待に気づいた時は、区市町村に通報しなければならないとされています。

成年後見制度

判断能力が低下したり、認知症になったりした高齢者や知的障害・精神障害のある人などの人権を守る制度として成年後見制度があります。適用されると、後見人や保佐人、補助人が本人に代わり財産管理や生活にかかわる契約などを行います。

平成 25（2013）年には「公職選挙法」等の改正により、この制度を適用されている人も選挙権・被選挙権を有することとなりました。

◎墨田区の高齢者（65 歳以上）人口の推移（墨田区住民基本台帳より 各年 1 月 1 日現在）



【墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画】令和3(2021)年3月策定

超高齢社会の中で、高齢者が生きがいを持って暮らせるしくみをつくることを基本理念として区、区民、関係機関が一体となって計画の推進を図っています。

5 障害のある人の人権問題

～障害を理由とする差別の解消に向けて～

障害者を取り巻くバリア

障害の有無に関わらず、すべての人々が平等に、社会の構成員としてお互いに尊重し、支え合いながら日常生活を送り、幸福な人生をめざして暮らすことがあたり前の社会という考え方を「ノーマライゼーション」といいます。

このノーマライゼーションの考え方は、今日の福祉施策の基本理念であり、21 世紀のまちづくり・社会づくりの基本理念ともなっています。この考え方は、社会に少しずつ浸透してきていますが、障害のある人が自分らしく生きたいと思う時、社会にはいまだに取り除かなければならないさまざまなバリア（障壁）が存在しています。そのバリアは、障害のある人の側ではなく、障害のある人が暮らしている、まちのあり方、制度のあり方、接する人の心のあり方にあります。

例えば、店舗等における段差やエレベーターのない建物、手話及び意思疎通手段の理解や普及の不足、障害のある人への偏見や無理解・無関心などです。

こうしたバリアの一つひとつを取り除き、障害のある人の社会参加を可能にしていくことが必要です。

障害のある人の自立と社会参加

障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らすこと（共生社会）の実現をめざし、平成 23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、障害のある人の自立と社会参加を円滑に促すため、法制度の整備が進んでいます。

平成 24（2012）年には、「障害者虐待防止法」が施行され、虐待の防止と早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護と自立を図る取組が始まりました。

平成 25（2013）年には、「障害者差別解消法」が制定されると共に、「障害者雇用促進法」が大幅に改正され、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止が定められたほか、平成 30（2018）年から、精神障害者を雇用義務の対象とするなどの措置が追加されました。

墨田区では、「墨田区障害者行動計画」に基づき、障害の有無に関わらず、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中できっと暮らせる社会の実現をめざして、障害福祉の充実に向け、各事業を推進しています。

障害者差別解消

「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28（2016）年 4 月 1 日に施行されました。

また、東京都は、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会的障壁の除去の取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定し、平成 30（2018）年 10 月に施行しました。

条例では、障害のある人への差別を解消するため、民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めるほか、条例に基づき、広域支援相談員を設置し、障害のある人及び事業者等からの差別に係る相談に対応しています。

【第5期墨田区障害者行動計画】令和3(2021)年3月策定

障害者福祉の充実に向け、各事業を推進しています。

【墨田区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び留意事項】

平成28(2016)年4月策定

障害者差別解消法第10条第1項に基づき、障害のある人に対して、職員が適切に対応するための規範を定めました。

【墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例】平成31(2019)年4月施行

障害の有無にかかわらず、「手話及び意思疎通手段がより利用しやすい環境」をめざし、「相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現に寄与することを目的とした条例です。

墨田区は本条例に基づき、障害のある人の意思疎通についての普及啓発や環境整備を行っています。

6 同和問題

～同和問題の理解のために～

同和問題（部落差別）とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、さまざまなかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

封建制度において、えた、ひにんなどと呼ばれていた人々は、武具、馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役割を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が、住まわされていた所が「同和地区（被差別部落）」、それらの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

就職や結婚等での差別

この問題を解決するため、国や地方自治体はさまざまな取組を行ってきました。

しかし今もなお、企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の家族状況などを調べるという、就職差別につながるおそれの強い身元調査事件が起きています。このような身元調査は、本人の仕事をする能力とは直接関係のないものであり、基本的人権の尊重を保障した憲法の精神に反するものです。また、調査会社などからの依頼を受けた行政書士などが、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本などを不正に取得する事件が起きています。

結婚においても根深い差別意識が残っています。結婚は結婚するふたりの意思によるものですが、自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者であることがわかった場合、結婚に反対する親もいます。

また、公共施設などに差別的な落書きや張り紙、インターネット上に悪質な書き込みをするなどの差別行為や、不動産取引に際し、同和地区に関する問い合わせを行うなどといった、差別につながるおそれのある行為も後を絶ちません。過去には、同和地区出身者の自宅などに、誹謗、中傷、脅迫する内容の差別はがきが郵送されるという事件も発生しています。最近では、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。

このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、まず同和問題を理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

人権課題・同和問題解決のための墨田区社会福祉会館の役割

社会福祉会館は、人権課題・同和問題の解決や地域の生活環境等の安定向上を目指し昭和49（1974）年9月19日に開館しました。

墨田区の人権啓発拠点施設として、人権・同和問題の相談事業、人権啓発事業、乳幼児から高齢者を対象とした区民の福祉増進のための事業を実施しています。

同和相談事業では、同和問題に起因する人権や生活の相談、人権研修の問い合わせ等を受けています。人権啓発事業では、人権啓発パネル等の展示や人権週間（毎年12月4～10日）に人権講演会等を行っています。また、10月には、地域の活性化を目的に「きねがわスタンプラリー」を社会福祉会館、東京都立皮革技術センター、産業・教育資料室きねがわの3施設主催により東京都人権啓発センターや地域の方々の協力をいただき開催しています。

国では、第二次世界大戦後のさまざまな運動の中で、同和問題の解決のためには、国の総合的な施策が必要だとする考え方が高まってきました。国が同和問題の解決に対して積極的に取り組みはじめたのは、昭和40(1965)年8月に「同和对策審議会答申」が出されてからです。

この答申では、同和問題が憲法の基本的人権にかかる問題であることを明らかにし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

平成8(1996)年5月に出された「地域改善対策協議会意見具申」では、「同和問題は過去の課題ではない。今後とも国民一人ひとりが、自分自身の課題として同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。」と述べています。さらに、平成14(2002)年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の中でも、“同和問題はわが国固有の重大な人権問題である”と述べ、解決に向けた取組を積極的に推進するよう定めています。また、平成28(2016)年12月に部落差別の解消に向けて、国や地方自治体の責務として相談体制の充実や啓発活動などへの取組を明記した「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

東京都では、法律に基づく地区指定が困難ななか、同和問題の解決のため、国の同和対策審議会答申や、東京都同和問題懇談会答申の精神を尊重し、同和対策に係る特別法の趣旨に沿って総合的な施策を地域の実態に即して実施してきました。

その後、平成14(2002)年3月末日の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効に際しては、今後は同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発を主たる課題として取り組むとした「同和問題解決のための取組に関する基本方針」を策定しました。

現在、「東京都人権施策推進指針(平成27(2015)年8月改定)」及び「基本方針」に基づき、同和問題の解決に向け取り組んでいます。

墨田区では、同和問題の解決のためには、さまざまな施策を実施してきました。住みよいまちづくりの実現に向けて、地域との協力により実施してきた環境改善事業は計画が終了し、地域の生活環境は改善されました。

同和問題の解決のため、区民一人ひとりに、この問題を正しく理解してもらう必要があります。墨田区では、「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区人権啓発基本計画」に基づき、教育・普及啓発活動等に取り組んでいます。

7 アイヌの人々の人権問題

～アイヌの人々に対する理解を深めましょう～

アイヌの人々に対する差別

日本国憲法では、すべての国民は個人として尊重され、また、差別されないとしています。しかし、アイヌの人々は、これまで就職や結婚などにおいてさまざまな差別を受けてきました。北海道を中心とした地域に古くから住んでいるアイヌの人々は、自然の豊かな恵みを受けて独自の生活と文化を築き上げてきました。

しかし、次第に独自の生活様式や文化は侵害されるようになり、特に明治以降は、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。アイヌの人々は、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれない差別の中で貧困にあえいできました。

アイヌの人々に対する誤った認識などから、今なお差別や偏見は残っています。

アイヌ文化の保存・振興

アイヌの人々は独自の言語であるアイヌ語を持ち、ユカラ（英雄叙事詩）などの口承文芸やイオマンテ（動物神の霊送り）の儀式など固有の文化を発展させてきました。

しかし、近世、近代の歴史の中でそれらの伝統や文化は危機的な状況に追い込まれ、今日では、文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

平成9（1997）年、明治時代に公布された「北海道旧土人保護法」等が廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が成立しました。令和元年（2019）年5月には、「アイヌ文化振興法」が廃止され、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。私たち一人ひとりが、アイヌの歴史、伝統、文化などについて正しく理解することが、偏見や差別をなくすことにつながります。

平成19(2007)年9月 国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択

平成20(2008)年6月 衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択

平成21(2009)年7月 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書提出

平成21(2009)年12月 「アイヌ政策推進会議」発足

平成26(2014)年6月 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」閣議決定(平成29(2017)年6月一部変更)

令和元(2019)年5月 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行

令和元(2019)年9月 「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」閣議決定

○内閣官房アイヌ総合政策室WEBサイト

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>

8 外国人の人権問題

～外国人とともに暮らしやすい社会を～

日本の外国人

国際化が急速に進展した 1980 年代以降、アジア諸国を中心に多くの外国人が来日するようになりました。墨田区においても、外国人住民数は増加し、令和 5（2023）年 1 月 1 日現在、13,758 人で、区民のおよそ 20 人に 1 人が外国人となっており、観光や仕事で訪れる外国人も含め、さまざまな国から集まる人々は、多様な文化や価値観、ライフスタイルをもっています。

住宅や就労などでの差別

多くの外国人が暮らす東京ですが、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見がみられます。外国人というだけの理由で、例えば、住宅の賃貸や商店などの入店を断る、就労に関し不合理な扱いをするということが起きています。

こうした閉鎖的な態度や差別は、外国人の人権を傷つけることになります。肌の色を問題とするのは、人格的利益の侵害であるとの判決も出されています。

研修制度を悪用し、外国人の実習生に契約どおりの賃金を支払わなかった事件もありました。

また、良い仕事があるとだまして海外から女性を連れてきて、暴力や借金で拘束し風俗店で働かせた人身売買組織が摘発されています。このため平成 17（2005）年に「刑法」が改正され、新たに人身売買罪が設けられました。

ヘイトスピーチへの対策

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。これらの言動は、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことです。平成 28（2016）年 6 月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて、国や地方公共団体が、相談体制の整備や教育活動、広報啓発などの施策を講じるよう定めています。

東京都は、この法律を踏まえ、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進のため、都が保有する公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第

三者機関（審査会）の設置などを明記しました。

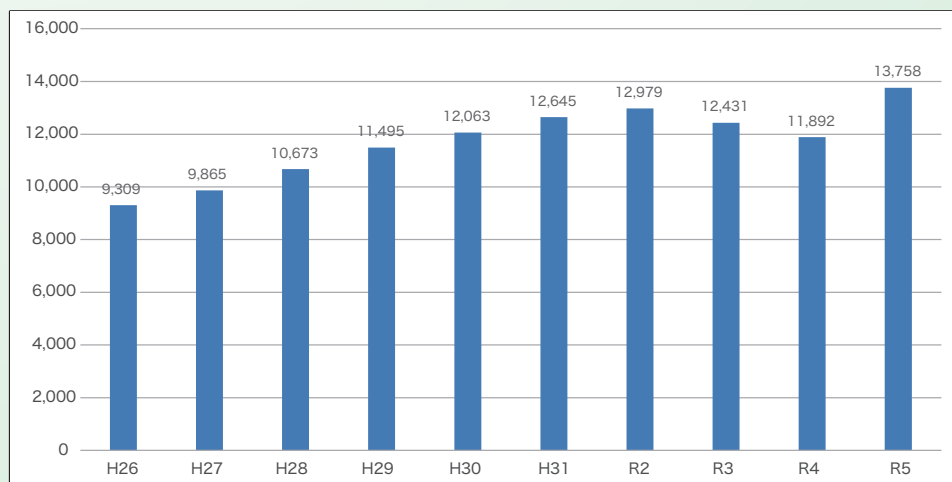
外国人と共生する社会

日本は、「難民の地位に関する条約」、「人種差別撤廃条約」などを締結しています。「人種差別撤廃条約」では、人種・皮膚の色・民族などの違いによるあらゆる差別をなくすための必要な措置が義務付けられています。

墨田区は、国籍や文化の違いにかかわらず、お互いの人権を尊重し合う共生社会の実現に向けて、啓発に努めています。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが大切です。

◎墨田区の外国人人口の推移（墨田区住民基本台帳より各年1月1日現在）



9 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

～病気を正しく理解し、偏見をなくしましょう～

患者や感染者への差別

HIV 感染・エイズやハンセン病などの感染症では、その病気に対する正しい知識や理解がないため、患者や感染者、さらに家族が差別されることがあります。感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

HIV 感染・エイズ

エイズは HIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症を抑え、感染する前とほぼ同じように生活することができるようになりました。HIV は感染力が弱いので、日常生活では感染することはありませんが、今でも感染経路に関する誤った知識や誤解から、就労をはじめ日常生活において、患者や感染者への差別や偏見がなくなっているとはいえません。

差別や偏見をなくすためには、周囲の私たちが HIV/ エイズに関する正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。

ハンセン病

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。

しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和 6（1931）年以降、患者は法律により療養所に強制隔離されました。また、家族も差別と偏見にさらされました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成 8（1996）年 4 月「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成 13（2001）年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下されました。

また、平成 20（2008）年 6 月には、「ハンセン病問題基本法」が成立し、国に入所者等への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務づけるとともに、回復者の人たちの意向を取り入れるなどにより、各療養所の実情にあわせて療養所の施設や土地を地域住民に開放し、自治体が利用できるよう規定されました。

令和元（2019）年 7 月には、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟で国は控訴を断念し、首相が謝罪と初めて家族を対象とする新たな補償の措置を表明しました。

令和元（2019）年 11 月に、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

現在、患者や回復者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われています。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、ワクチン接種を受けていない方、医療従事者等に対する差別、偏見、いじめ、SNS での誹謗中傷等が問題となりました。東京都は、不当な差別的取扱の禁止等を盛り込んだ、「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」を令和 2（2020）年 4 月に施行しました。不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をしましょう。

墨田区は、これらの感染症に対する理解を深めて、差別や偏見をなくすための啓発を行っています。感染症患者等の人たちに対する偏見・差別を解消するためには、正確な医学情報の迅速な提供とともに、周りの人が正しい知識をもち、患者やその家族の人権に配慮し、支え合うことが大切です。

【国立ハンセン病資料館】

国立療養所多磨全生園に隣接し、ハンセン病に関する過去の歴史、全国にある国立・私立療養所の資料を多く収集し、患者が生活していた雑居部屋などが再現展示されています。

住 所 東京都東村山市青葉町4-1-13 電話番号 042-396-2909

10 犯罪被害者やその家族の人権問題

～心ない対応が人を傷つけます～

犯罪被害者やその家族の痛み

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日、突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほかに、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

犯罪被害者やその家族への支援

被害者団体等が、犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況等を訴え続けた結果、社会的な関心が高まり、平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。国は基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

東京都では、被害者等の多様なニーズに応えるため、被害者等に届く具体的な支援の計画を策定し、区市町村や民間団体などと幅広く連帯するなどしてさまざまな支援策を実施しています。

また、警視庁では、被害者やその家族の精神的な支援を行うための犯罪被害者ホットラインや、性犯罪被害の相談電話を設置しています。

墨田区でも、犯罪被害者やその家族への理解増進のための啓発活動や公益社団法人被害者支援都民センターなどの支援先を紹介することも含め被害者等支援を実施しています。

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復への一助となります。被害者及びその家族の人たちの立場に立って考え、支援することが大切です。

東京都では、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくため、「東京都犯罪被害者等支援条例」を令和 2 年 4 月に施行しました。

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

11 インターネット上の人権問題

～一人ひとりのモラルが問われています～

インターネットと人権侵害

あらゆる分野で急激に情報化が進んでいる現代においては、パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続することができます。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。プライバシーの侵害としては、掲示板等に他人の写真や動画を無断で公開するといった事件が発生しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使った子供同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も発生しています。さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

相手への配慮とセキュリティ対策

人権を侵害するような書き込みに対しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込みの削除や書き込みをした者の情報開示を求めるなどの対応が行われています。また、プロバイダでは、法務省の人権擁護機関から削除要請を受けた場合にも対応しています。

一方で、最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。

個人、行政、企業等を問わず、情報の収集や利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに適切な情報セキュリティ対策をとることが大切です。

12 北朝鮮当局による拉致問題

～拉致問題の解決をめざして～

北朝鮮による拉致問題

平成 14(2002) 年 9 月の第 1 回日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は長年否定していた日本人の拉致を認めて謝罪し、再発防止を約束しました。現在、政府は 17 名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち 5 名は、平成 14（2002）年 10 月に帰国が実現しましたが、他の被害者は現在も拉致されたままです。その他にも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない人が多く存在します。これらの人の中には、都内に住んでいた人や都内で失踪した人が 50 名以上含まれています。

国は、平成 21(2009) 年に、国の機関等が、逮捕・拘禁・拉致などで人の自由を剥奪する行為や、失踪者の所在を隠蔽すること等を禁止している「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」を批准しました。

平成 26（2014）年 5 月、日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査実施を約束（ストックホルム合意）しましたが、何の報告もなく、平成 28（2016）年 2 月には調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言しました。

拉致問題の実態が明らかになってからは、国内在住の韓国・朝鮮籍の人への嫌がらせなどの人権侵害が発生しています。

我が国の国民的課題であるこの問題について、正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

【北朝鮮人権侵害問題啓発週間】

平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行されました。この法律では、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての国民の関心と認識を深めるために、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められています。

13 災害時における人権問題

～災害が発生した時こそ、一人ひとりに配慮を～

災害をめぐる状況

近年、大規模な自然災害が頻発しています。そして、被災した多くの人が生活に困難を抱えています。

平成 23（2011）年の東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評による心ない嫌がらせ等も発生しました。

災害時における要配慮者への対応

災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。このため、防災市民組織など地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

墨田区では、平成 26（2014）年に開催した「女性の防災対策懇談会」の提言に基づき、女性や要配慮者向けの備蓄物資の整備充実や、避難所運営マニュアルの改訂、女性の防災行動力育成に係る講座等を実施しています。さらに、女性や要配慮者の声を取り入れた防災訓練の実施や、地域防災活動拠点会議、防災講座等における意見交換などを通じて、人権に配慮した防災対策の推進に努めています。

【墨田区避難所運営マニュアル】平成28(2016)年3月改訂

墨田区では、「女性の防災対策懇談会」による防災対策の推進に向けた七つの提言をもとに、平成23(2011)年7月に作成した「避難所運営マニュアル」を改訂しました。東日本大震災における避難所生活の経験から、「災害対策基本法」の一部改正や「防災基本計画」の見直しが行われ、また、男女共同参画の視点に立ったガイドライン等が策定されました。これらの内容を含め、女性や要配慮者に配慮した避難所運営について、男女共同参画の視点を取り入れました。

14 企業における人権問題

～企業理念に人権意識を～

さまざまなハラスメント

人権は生活のあらゆる場で尊重されなければなりません。しかし、私たちが働く企業や職場の中で人権を侵害するハラスメント（嫌がらせ、いじめ）が発生しています。

「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」など、ハラスメントの種類は多様にあります。

「セクシュアル・ハラスメント」は、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。

「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。（事業主によるハラスメント対策は令和2（2020）年6月から義務化）

「マタニティ・ハラスメント」とは、妊娠・出産や、育児休業等の制度の利用、妊娠又は出産に起因する症状による職務への影響等を理由として解雇や降格、職業環境を害することなど不利益な取扱いを行うことをいいます。

このような行為は働く環境を悪化させ、あるいは雇用や精神面での不安を与え、人格と尊厳を傷つける行為です。

就職差別

採用選考においても本人の意欲・能力等に関係のない出生地や家庭環境などの身元調査により、不公正な選考を行っている事例も報告されています。

今日の企業には、社会的責任や社会貢献が重要視されていることから、人権問題についての従業員研修の実施及び地域における人権啓発活動や各種事業等への参加・協力など、人権意識の高揚のための取組みが求められています。

CSR（企業の社会的責任）

近年、CSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任）の重要性がより強く求められています。これは、企業が自社の利益を追求するだけでなく、企業活動における社会的な責任を果たす必要があるということです。「法令順守」、「人権の尊重」、「環境問題への配慮」、「地域社会への貢献」等を組み込み、ステークホルダー（従業員、取引先、消費者、投資家など）や社会全体に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求めるという考え方です。また、持続可能な未来を社会とともに築いていく活動でもあります。

15 性的指向・性自認

～さまざまな性のあり方を理解しましょう～

「性的指向」とは

性的指向とは、恋愛感情や性愛感情がどのような対象に向かうのか、又は向かわないのかを示す概念であり、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。性的マイノリティである同性愛者や両性愛者の人々は、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたりするなど、日常生活や社会生活のさまざまな場面で人権に関わる問題が発生しています。また、他者に対する性的指向がない又は希薄で、恋愛や結婚という社会の慣習に馴染めず、悩みを抱えている人たちもいます。

「性自認」とは

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識している又は認識していないかということで、からだの性（出生時に判定された性別）と一致する人もいれば一致しない人もいます。性別違和があるという人は、本人の望まない性別で扱われることが多く、自分の性を否定される場面があります。

性別に違和を感じる当事者の中には、いじめやハラスメントに遭ったり、それが原因で不登校やひきこもりになったり、自分の問題を家族や友人に言えず悩んでいる人たちがいます。

令和5（2023）年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）では、性自認をジェンダーアイデンティティと表記しています。

【性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律】

平成16（2004）年7月施行

性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、戸籍上の性別変更が認められるようになりました。しかし、この法律の要件を満たすには身体的にも経済的にも大きな負担があり、戸籍上の性別の変更ができないために通院治療、海外渡航、就職、結婚などにおいて生活上の不利益が生じても、解消できないまま生活している人たちがいます。

※令和元年（2019）年5月に世界保健機関（WHO）が発行している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」から性同一性障害が「精神疾患」から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中に「性別不合」が新設され、「性別違和」という言葉も使われています。

カミングアウトとアウティング

カミングアウトとは、本人が自発的に自らの性のあり方（セクシュアリティ）を表明することをいいます。性的指向や性自認に関することは本人のプライバシーに関わることで、カミングアウトするかどうかは本人が選択するということが重要です。またカミングアウトや相談を受けたら真摯に受け止めましょう。

アウティングとは、他人の秘密を本人の同意なく第三者に言うことで、人の性的指向・性自認を勝手に暴露することは絶対にやめましょう。

人権の世紀

21 世紀は「人権の世紀」といわれています。20 世紀、人類は 2 度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした 2 つの大戦への反省から、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。

「人権の世紀」は、20 世紀の経験が無駄にせず全人類の幸せが実現する時代にしたい、という願いが込められています。

墨田区パートナーシップ宣誓制度

令和 5（2023）年 4 月施行の「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」において「性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策」を行うこととし、規則で「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を定めました。

この制度は同性同士だけでなく事実婚の方も利用できる、パートナーとともに安心して暮らしていくための制度です。パートナーシップ関係にあるお二人が区長に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓することで、届出がされたことを証明する受理証明書等を交付します。

区では、パートナーシップ制度等を通して、多様な性を尊重し、性別等により差別されることなく互いの人権を尊重し、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指します。性の多様性について正しく理解をし、一人ひとりの違いを尊重しましょう。

LGBT は性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。

L: Lesbian レズビアン(女性同性愛者)

G: Gay ゲイ(男性同性愛者)

B: Bisexual バイセクシュアル(両性愛者)

T: Transgender トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と違う性自認の人)

性の多様性について〈職員ハンドブック〉

「性の多様性について〈職員ハンドブック〉」では、性的マイノリティの基礎知識等を詳しく掲載していますので、ぜひこちらもご参照ください。



（性の多様性について〈職員ハンドブック〉二次元コード）

16 路上生活者の人権問題

～ホームレスに対する偏見や差別をなくしましょう～

路上生活者を取り巻く状況

路上生活者（ホームレス）の中には適切な支援等を受けられず、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人がいます。また、高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調をきたすなど、厳しい生活を送っています。一方、道路や公園等の公共空間で生活することによって、住民の自由な通行や利用の妨げとなるなど、地域社会とのあつれきが生じ、偏見や差別の対象となることも少なくなく、路上生活者への嫌がらせや暴力事件などの人権侵害も発生しています。

路上生活者への支援と理解

路上生活者の問題を解決するため、国は平成 14（2002）年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を制定（平成 29（2017）年改定）しました。

墨田区は、平成 16（2004）年に区内全域にわたる実態調査を行い、その結果を基に平成 17（2005）年 3 月に「ホームレスの自立支援等に関する墨田区実施計画」を策定し、支援の取組を実施しています。

今なお、多くの人が路上生活を余儀なくされている現状があります。また、路上生活者に対する理解は十分とは言えず、偏見や蔑視から差別を生むなどの社会問題となっています。

路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性について理解を深め、路上生活者に対する偏見や差別をなくし、社会的に弱い立場にいる人を支えていくことが大切です。

【ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）】

平成 14（2002）年 8 月施行

この法律は、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

17 さまざまな人権問題

～私たちの周りにはさまざまな人権問題が存在しています～

刑を終えて出所した人の人権問題

～ 周囲の理解と協力を ～

刑を終えて出所した人に対しては、「怖い」「信頼できない」といった偏見が根強く、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流されるなどの問題が起きており、社会復帰の際の障害となっています。また、家族に対する偏見や差別もあります。

刑を終えて出所した人が社会復帰し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけではなく、周囲の偏見や差別意識をなくし、家族や、職場、地域社会等が協力していくことが必要です。

更生保護を支える保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、刑事施設や少年院から社会復帰を果たした人たちの、住居や就職先などの調整や相談も行っています。

外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権問題

先天的または後天的な理由で、外見に特徴的な目立つ症状（あざ、傷痕、変形、変色、欠損、麻痺、脱毛等）があり、さまざまな社会的困難を抱えている人たちがいます。このような症状のある人たちの中には、進学や就職の際にいじめや差別にあたり、感染するのではないかといった誤解や偏見を受けたりしています。いじめや差別、誤解や偏見をなくすためには、私たち一人ひとりが症状に対する正しい知識と理解を深めることが大切です。

このほかにも、「個人情報の流出やプライバシー侵害」、「親子関係・国籍」、「人身取引（トラフィッキング）」等の人権問題があり、今後、社会状況の変化に伴いさまざまな問題が顕在化することも予想されます。そうした問題に対しても正しい知識と理解を深めていくことが大切です。

人権問題等で困ったときは

～ひとりで悩まずお気軽にご相談ください～

【人権に関する主な相談窓口】

令和5（2023）年11月1日現在

人権に関する相談	相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
	人権全般	さまざまな人権問題についての 常設相談所	新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13 階 外国人在留支援センター（FRESC 内）
	みんなの人権 110 番 （国）	月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分	東京法務局 人権擁護部内 人権相談室 東京法務局人権擁護部 TEL 0570-011-000（センター代表） みんなの人権 110 番 TEL 0570-003-110（ナビダイヤル）
	人権問題に 関する相談 （東京都）	人権に関する相談 一般相談 月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 9 時 30 分～17 時 30 分 法律相談 火曜日 （祝日・年末年始を除く） 13 時～16 時 ※面接は原則 40 分以内（要予約） ※電話は第 4 週の火曜日のみ 専用電話で対応・原則 15 分以内 （予約不要）	港区芝 2-5-6 芝 256 スクエアビル 2 階 東京都人権プラザ TEL 03-6722-0124 TEL 03-6722-0125 法律相談専用 TEL 03-6722-0124（面接予約） TEL 03-6722-0126（電話相談） （第 4 週の火曜日 13 時～16 時のみ）
	法律・ 人権相談 （墨田区）	区民のさまざまな法律・人権相談 月曜日・水曜日・金曜日 10 時～11 時 30 分 13 時～16 時 （要予約）（一回 30 分）	墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 1 階 すみだ区民相談室 TEL 03-5608-1616

相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
女性の人権 ホットライン (国)	配偶者やパートナーからの暴力セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性の人権問題についての専門相談 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)	女性の人権ホットライン 電話相談: TEL 0570-070-810 (ナビダイヤル) TEL 03-5363-3071 (IP 電話の方)
DV相談+(プラス) (国)	DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか? 電話・メール 24時間受付 チャット相談 12:00～22:00	TEL: 0120-279-889 (つなが はやく) 相談窓口 URL: https://soudanplus.jp/
DV被害者相談、 女性の総合相談 (東京都)	女性からのさまざまな相談 電話相談 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～21時 土曜日・日曜日・祝日・年末年始 9時～17時 ※電話での相談を受け、必要に応じて面接の予約を行う。	東京都女性相談センター 電話相談・来所相談(予約) TEL 03-5261-3110 電話相談受付時間外の緊急の場合 TEL 03-5261-3911
パートナーからの 暴力等の悩み 相談、 男性のための悩 み相談 (東京都)	パートナーからの暴力にお悩みの方の相談、夫婦・親子、生き方、職場の人間関係などにお悩みの方の相談 一般相談 毎日(年末年始を除く) 9時～21時 DV専用相談 毎日(年末年始を除く) 9時～21時 LINE 相談 毎日(年末年始、7月第3日曜日を除く) 14時～20時	渋谷区神宮前 5-53-67 東京ウイメンズプラザ相談室 一般相談 TEL 03-5467-2455 法律相談(予約制) 精神科医による面接相談(予約制) DV専用相談 TEL 03-5467-1721 LINE 相談 アカウント名 「ささえるライン@東京」
	男性のための悩み相談 電話相談 毎週月曜日・水曜日・木曜日 (祝日・年末年始を除く) 17時～20時 毎週土曜日 (祝日・年末年始を除く) 14時～17時	渋谷区神宮前 5-53-67 東京ウイメンズプラザ相談室 男性のための悩み相談 電話相談 TEL 03-3400-5313 面接相談(予約制)
DV被害に 関する相談 (東京都)	DV(配偶者からの暴力)被害に関する相談等各種相談 相談ホットライン 相談内容に応じて相談窓口を案内	警視庁総合相談センター TEL #9110 (東京都内) TEL 03-3501-0110
女性のための カウンセリン グ＆DV相談 (墨田区)	区内在住・在勤・在学の女性からのさまざまな相談 月曜日・火曜日・水曜日 ・金曜日及び第2・第4土曜日 (祝日・年末年始を除く) 10時～16時 第1・第3木曜日 15時～20時 (祝日・年末年始を除く)(要予約)	墨田区押上 2-12-7-111 すみだ女性センター (令和6年4月からすみだ共生社会推進センターに変更) TEL 03-5608-1771

	相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
ト キ ワ	子どもの人権 110番 (国)	「いじめ」、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分	子どもの人権 110 番 Tel 0120-007-110 Tel 03-5363-3075 (IP 電話の方) メール相談： https://www.jinken.go.jp/kodomo
	子どもに関する相談 (東京都)	児童のさまざまな問題の相談 担当地域：墨田区、江東区、江戸川区 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時 児童相談所全国共通ダイヤル： 平日夜間(17時45分以降) 土曜日・日曜日・祝日(年末年始含む)	江東区枝川 3-6-9 東京都江東児童相談所 Tel 03-3640-5432 緊急の場合(夜間、土曜日・日曜日・祝日、年末年始) 東京都児童相談センター Tel 03-5937-2330 児童相談所全国共通ダイヤル Tel 189
	子育て相談 (墨田区)	子育てに関する相談 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～18時	墨田区京島 1-35-9-103 マーク・ゼロワン曳舟タワー棟 1 階 墨田区子育て支援総合センター Tel 03-5630-6351 (令和 6 年秋の移転により、所在地・電話番号が変更予定)
	虐待の通告 (墨田区)	子どもの虐待に関する通告 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～18時	
	いじめに関する相談 (東京都)	東京都いじめ相談ホットライン 電話相談 24 時間(365 日)対応 来所相談 平日 9時～18時 毎月第3土曜日(8月のみ第4土曜日) 9時～17時 (閉庁日、年末年始を除く) ※あらかじめ電話でご相談の上、お申込みください。	新宿区北新宿 4-6-1 (東京都子供家庭総合センター 4 階) 東京都教育相談センター 電話相談 Tel 0120-53-8288 来所相談 Tel 0120-53-8288 メール相談 https://e-soudan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html ※詳しくはホームページをご覧ください。
		東京都若者総合相談センター「若ナビα」 電話相談・LINE 相談 月曜日～土曜日 11 時～23 時 ※受付は 22 時 30 分まで (年末年始を除く) メール相談 24 時間(365 日)受付 ※まずは、電話、メール、LINE にてご相談ください。その後、ご本人やご家族からの申出や相談員の判断により、面接相談の予約をいたします。	電話相談： Tel 03-3267-0808 メール相談： https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/ LINE 相談： アカウント名 「相談ほっと LINE@ 東京」
	いじめに関する電話相談 (墨田区)	いじめに関する相談 24 時間(365 日)受付	すみだスクールサポートセンター 墨田区東向島 6-8-1 (第三寺島小学校内) Tel 03-3613-0127 (令和 6 年秋の移転により、所在地・電話番号が変更予定)

	相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
高齢者	高齢者に関する相談 (墨田区)	高齢者に関する総合相談窓口 高齢者支援総合センター 月曜日～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～18時 (虐待等の緊急を要する通報は24時間受付)	それぞれお住まいの住所によって担当区域があります。
		みどり高齢者支援総合センター 担当区域：両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋	墨田区緑 2-5-12 アウトピアみどり苑内 Tel 03-5625-6541
		同愛高齢者支援総合センター 担当区域：横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋	墨田区亀沢 2-23-7 塚越ビル 1階 Tel 03-3624-6541
		なりひら高齢者支援総合センター 担当区域：錦糸、太平、横川、業平	墨田区業平 5-6-2 なりひらホーム内 Tel 03-5819-0541
		こうめ高齢者支援総合センター 担当区域：向島、押上	墨田区向島 3-36-7 すみだ福祉保健センター内 Tel 03-3625-6541
		むこうじま高齢者支援総合センター 担当区域：東向島 1・2・3・5・6丁目、京島	墨田区東向島 2-36-11 ベレール向島内 Tel 03-3618-6541
		うめわか高齢者支援総合センター 担当区域：堤通、墨田、東向島 4丁目	墨田区墨田 1-4-4 都営墨田一丁目第2アパート 1階 シルバープラザ梅若内 Tel 03-5630-6541
		ぶんか高齢者支援総合センター 担当区域：文花、立花	墨田区文花 1-29-5 都営文花一丁目アパート 5号棟 1階 Tel 03-3617-6511
		八広はなみずき高齢者支援総合センター 担当区域：八広、東墨田	墨田区八広 5-18-23 Tel 03-3610-6541
障害のある方	障害を理由とする差別の解消に関する相談等窓口 (墨田区)	障害者差別に関する相談窓口	障害者福祉課 障害者相談係 Tel 03-5608-6165 FAX03-5608-6423
		障害者差別解消法の制度等に関する問合せ先	障害者福祉課 庶務係 Tel 03-5608-6466 FAX03-5608-6423
	障害者虐待に関する電話相談 (墨田区)	障害者虐待の相談	Tel 03-3625-1103 (24時間虐待通報ダイヤル) FAX03-5608-6423 メール相談 syougaihukus@city.sumida.lg.jp

	相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
同和	同和問題に関する専門相談事業 (東京都)	電話相談 火曜日・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～12時、13時～17時	台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内 Tel 03-6240-6035
		来所相談 火曜日・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～12時、13時～17時	※来所相談は、 必要に応じて実施。要予約
	同和問題に関する相談 (墨田区)	同和相談 月曜日～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	墨田区東墨田 2-7-1 社会福祉会館同和相談室 社会福祉会館 Tel 03-3619-1051
アイヌ	アイヌの方々のための電話相談	電話相談 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4 階 Tel 0120-771-208
外国人	外国人のための人権相談 (国)	日本語を自由に話せない外国人のための、英語や中国語などの通訳による人権相談 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	東京法務局人権擁護部内千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 外国語人権相談ダイヤル / 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 電話相談: Tel 0570-090911 (ナビダイヤル) メール相談: http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01
	外国人に関する相談 (東京都)	外国人に関する相談 英語による外国人相談 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時30分～12時、13時～17時	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 3 階北側 英語による外国人相談 Tel 03-5320-7744
		中国語による外国人相談 火曜日、金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時30分～12時、13時～17時	中国語による外国人相談 Tel 03-5320-7766
		韓国語による外国人相談 水曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時30分～12時、13時～17時	韓国語による外国人相談 Tel 03-5320-7700
	外国人相談 (墨田区)	英語による外国人相談 水曜日 (祝日・年末年始を除く) 13時～15時	墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 1 階 すみだ区民相談室 英語による外国人相談 Tel 03-5608-1616
		中国語による外国人相談 水曜日 (祝日・年末年始を除く) 10時～12時	中国語による外国人相談 Tel 03-5608-1616

	相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
犯罪被害	犯罪被害に関する 電話相談 (法テラス)	犯罪被害者支援ダイヤル 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～21時 土曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時	犯罪被害者支援ダイヤル TEL 0120-079714 (なくもないよ)
	犯罪被害者等に関する相談 (公益社団法人 被害者支援都 民センター)	犯罪被害者やその家族へのさまざまな 支援 月曜日・木曜日・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時30分～17時30分 火曜日・水曜日(祝日・年末年始を除く) 9時30分～19時	新宿区戸山3-18-1 公益社団法人 被害者支援都民センター TEL 03-5287-3336 メール相談: https://shien.or.jp
	性犯罪被害相 談電話	電話相談 24時間対応(発信された地域を管轄す る各都道府県警察の性犯罪被害相談電 話窓口につながります)	性犯罪・性暴力被害者のためのワンス トップ支援センター #8891 (はやくワンストップ) 全国共通短縮番号 #8103 (ハートさん)
	性暴力に 関する相談 (東京都)	性暴力救援ダイヤル NaNa 電話相談、面接相談 24時間 365日受付 子供・保護者専用性被害相談ホットライン 電話相談 24時間 365日	全国共通フリーダイヤル #8891 (はやくワンストップ) (携帯電話、NTT アナログ固定電話) TEL 0120-8891-77 (NTT ひかり) 性暴力救援ダイヤル NaNa TEL 03-5577-3899 (有料) TEL 0120-333-891 (無料・東京都内から発信するとき) TEL 03-6811-0850 (無料・東京都外から発信するとき)
	警視庁犯罪被 害者ホットラ イン (東京都)	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分	千代田区霞が関2-1-1 警視庁犯罪被害者ホットライン TEL 03-3597-7830
その他	労働問題に 関する電話相談 (東京都)	労働条件・職場の嫌がらせ等労働問題 全般の電話相談 東京都ろうどう110番 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～20時 土曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時	東京都労働相談情報センター TEL 0570-00-6110
	労働問題に 関する相談 (東京都)	労働条件・職場の嫌がらせ等労働問題 全般の電話相談(来所相談は予約制) 担当地域:墨田区・台東区・江東区・ 足立区・葛飾区・江戸川区 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時 夜間 火曜日(祝日・年末年始を除く) 17時～20時	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階 東京都労働相談情報センター亀戸事務所 TEL 03-3637-6110
	生きることに 悩んでいる 人の相談電話 (東京都)	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～ 年中無休 12時～翌朝5時30分	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～ TEL 0570-087478

	相談名	相談内容・受付日時	場所・問合せ先
インターネット	「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 (東京都)	インターネットによる人権侵害 ○相談予約電話 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時30分～17時30分 ○弁護士による面接相談 木曜日(祝日・年末年始を除く) 13時～16時(一事例一回40分以内) ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象 ○LINE(チャット相談) 月曜日・木曜日・金曜日 16時～22時(30分前受付終了) LINEで「インターネットにおける人権侵害相談@東京」を検索	港区芝 2-5-6 芝 256 スクエアビル 2 階 東京都人権プラザ Tel 03-6722-0124 (面接予約)
	すみだにじいろ相談 (墨田区)	多様な性に関する相談 第4木曜日(祝日・年末年始を除く) 15時～19時 ※原則 30分以内(予約不要)	すみだ女性センター (令和6年4月からすみだ共生社会推進センターに変更) Tel 03-5637-8680
性的指向・性自認	東京都性自認及び性的指向に関する専門相談 (東京都)	性自認・性的指向に関する相談 電話相談 火曜日・金曜日(祝日・年末年始を除く) 18時～22時 LINE相談 月曜日・水曜日・木曜日 (祝日・年末年始を除く) 17時～22時 (受付は21時30分まで)	電話相談 Tel 050-3647-1448 LINE相談 アカウント名「LGBT相談@東京」 

※表記相談窓口は、事前の予約が必要な場合がありますので、詳しくは直接お問合せください。

人権擁護委員について

1 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、その職務を行います。

この制度は、さまざまな分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国にも例を見ないものです。

現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村(東京都においては区を含む。)に配置されています。

2 墨田区で活動する人権擁護委員

墨田区では、現在 12 名の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員は、日常に埋もれている人権問題をすくい上げるために、区長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

委嘱された人権擁護委員は、き章を襟に着用して活動しますが、最近では、人権啓発活動を行う際には、人権イメージキャラクター「人 KEN まもる君・人 KEN あゆみちゃん」バッチを着用することもあります。

墨田区では、「すみだ区民相談室」で区民の皆さんの人権相談をお受けするなど、積極的な活動を行っていますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

【人権擁護委員のき章】

外枠に「かたばみ」の葉をあしらい、中に菊型の「人」の文字を配したデザインとなっています。

「かたばみ」は地を這って広がっていく根強い植物であることから、人権思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



イメージ

3 人権擁護委員がお手伝いします

「人権の花」運動

この運動は、小学校の児童が協力し合って花を栽培することや、その成果を多くの人々に鑑賞してもらうことで、栽培を通じて思いやりの心を育み、環境に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につける活動です。

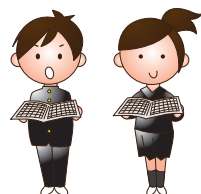
東京法務局・東京都人権擁護委員連合会が主催し、毎年実施しています。



人権メッセージ発表会・人権作文コンテスト

「人権メッセージ発表会」は小学生を対象に（東京法務局・東京都人権擁護委員連合会主催）、「人権作文コンテスト」は中学生を対象に（法務省・全国人権擁護委員連合会主催）、ともに毎年実施しています。

児童・生徒が、人権について文章を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的としています。



人権教室

人権教室は、いじめ等の人権問題について考える機会をつくることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした啓発活動で、人権擁護委員が中心となって実施しています。

本活動は、主に小学生を対象に、総合的な学習の時間等を利用して実施していますが、近年では中・高・大学生も対象に実施しています。また、企業研修等において大人を対象としても実施しています。

参考文献

「人権の擁護 「誰か」のことじゃない」(法務省)

「みんなの人権 人権問題の理解のために」(東京都)

「明るい社会をめざして 同和問題(部落差別)の理解のために」(東京都)

「明るい社会をめざして 同和問題の解決のためにー解説編ー」(東京都)

人権感覚

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

令和5(2023)年11月発行

編集・発行 墨田区総務部人権同和・男女共同参画課
〒130-8640

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 03-5608-6322

FAX 03-5608-6934



ひと、つながる。
墨田区